(目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び障害者が、医療機関への通院その他の日常生活のためタクシー等の交通機関を利用する場合に、その利用料金の一部の助成(以下「助成」という。)をすることにより、高齢者及び障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成の車両)

- 第2条 助成の対象は、次の各号に掲げる事業を運営する法人等のうち、前条 の目的を達成するため田原市と契約又は覚書を締結した者(以下「協力機関」 という。)が行うものの利用料金とする。
 - (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業
 - (2) 道路運送法第78条及び第79条の規定に基づく自家用有償旅客運送事業のうち車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車を使用した福祉有償運送
 - (3) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条の規定に基づく鉄道事業 (助成額)
- 第3条 助成額は、別表のとおりとする。

(受給資格者)

- 第4条 助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、田原市内に居住し、かつ、田原市が備える住民基本台帳に記録がある者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 満70歳以上の者(当該年度中に満70歳以上となる者を含む。)
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身

体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の区分が下肢、体幹及び視覚障害の1級及び2級の者並びに内部障害の1級の者

- (3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的 障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条 に規定する児童相談所において知能指数が35以下と判定された者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条 第3項に定める障害等級が1級及び2級の者
- (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護状態区分が 要介護1以上と認定された者(以下「要介護認定者」という。)又は身体障 害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者 福祉法施行規則別表第5号に定める障害の区分が下肢及び体幹の1級又は 2級の者で、次のいずれにも該当するもの
 - ア 寝たきり若しくはこれに準ずる者又は車椅子を利用しなければ移動 することが困難な者
 - イ 福祉施設に入所していない者
- 2 受給資格者のうち、前項第1号から第4号までに規定する者にあっては協力機関が運行するタクシー、鉄道及びバスについて、同項第5号に規定する者にあっては協力機関が行う福祉有償運送について助成を受けることができる。

(申請)

第5条 助成を受けようとする受給資格者は、別表1の項から4の項までに規 定する助成券(以下「タクシー等助成券」という。)については高齢者等外出 支援助成券交付申請書(様式第1号)により、別表5の項に規定する助成券 (以下「福祉運送助成券」という。)については福祉有償運送料金助成券交付申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。

(交付)

- 第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の申請があった別表に規定する助成券(以下「助成券」という。)を当該申請した受給資格者に交付するものとする。
- 2 前条の規定により、タクシー等助成券の申請をした者(第4条第1項第2号から第4号までに該当する者に限る。)は、当該年度の9月末までにタクシー等助成券の交付を受けたときは、当該申請とは別に申請することにより、当該年度の10月以降に更にタクシー等助成券の交付を受けることができる。
- 3 前条の規定により、第4条第1項第5号(要介護認定者を除く。)に該当し、 福祉運送助成券の申請をした者は、当該年度の9月末までに福祉運送助成券 の交付を受けたときは、当該申請とは別に申請することにより、当該年度の 10月以降に更に福祉運送助成券の交付を受けることができる。
- 4 当該年度中にタクシー等助成券の交付を受けた者が、当該年度中に第4条 第1項第5号に該当した場合は、その者からの申請により、福祉運送助成券 を交付することができる。この場合において、交付されたタクシー等助成券 のうち、使用していないものがあるときは、その全てを返還しなければなら ない。
- 5 前条及び第1項の規定は、前3項の規定による助成券の申請及び交付について準用する。

(助成券の使用方法)

- 第7条 助成券の交付を受けた者(以下「受給者」という。)に限り、助成券を 使用することができる。
- 2 助成券の使用枚数又は使用額は、次の各号に掲げる助成券に応じ、当該各 号に定めるとおりとする。

- (1) 別表1の項に規定するもの 1回の乗車につき2枚以内
- (2) 別表 2 の項に規定するもの 1回の乗車の運賃の範囲内
- (3) 別表4の項に規定するもの 元気パスの購入額の範囲内
- (4) 福祉運送助成券 1回の乗車につき1枚
- 3 前項の規定にかかわらず、福祉運送助成券については、受給者が愛知県特別障害者手当等支給費補助金交付要綱(昭和61年4月1日施行)に規定するA種重度障害者又はB種重度障害者(それぞれ特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条第1項に規定する障害児福祉手当の支給を受ける者に限る。)かつ医療機関への通院を目的として福祉有償運送を利用する満18歳未満の者である場合に限り、1回の乗車につき2枚以内の使用をすることができる。

(本人確認書類等の提示)

- 第8条 受給者が助成券を使用する場合は、次の各号に掲げる本人確認をする ことができる書類を携帯するものとし、協力機関から要求があった場合は、 これを提示しなければならない。受給者から提示がない場合は、協力機関は 助成券の受取を拒否できるものとする。
 - (1) 健康保険被保険者証
 - (2) 介護保険被保険者証
 - (3) マイナンバーカード
 - (4) 身体障害者手帳
 - (5) 療育手帳
 - (6) 精神障害者保健福祉手帳
 - (7) その他本人を特定できるもの
- 2 第4条第1項第2号から第4号までに該当する受給者は、協力機関から受 給資格者の確認を求められたときは、前項第4号から第6号までに掲げる書 類を提示しなければならない。この場合において、同項後段の規定を準用す

る。

(有効期限)

第9条 助成券の有効期限は、第5条の規定による申請があった日の属する年度の3月31日とする。

(助成券の再交付)

第10条 助成券は、理由を問わず再交付はしないものとする。

(禁止事項)

第11条 受給者は、助成券を他人に譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(助成券の交換等)

- 第12条 受給者に当該年度中に交付したタクシー等助成券の1冊(元気パス 購入助成券の場合は1枚(以下「1枚」という。))又は2冊全てが未使用の 場合に限り、その1冊(1枚)又は2冊と同額の他のタクシー等助成券に交 換することができるものとする。ただし、助成券の換金は、理由を問わず行 わないものとする。
- 2 前項の規定により、タクシー等助成券の交換を希望する受給者は、高齢者 等外出支援助成券交換申請書(様式第7号)により、市長に申請しなければ ならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当 と認めたときは、受給者より未使用のタクシー等助成券を返還させ、当該申 請のあったタクシー等助成券と交換するものとする。

(請求及び支払)

- 第13条 第7条の規定により受給者が使用した助成券を受領した協力機関は、 請求書に当該受領した助成券を添付して、助成額の支払を市長に請求しなけ ればならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当

と認めるときは、支払うべき額を計算し、当該請求をした協力機関に当該額 を支払うものとする。

(助成券の返還)

- 第14条 受給者が受給資格者に該当しなくなったときは、受給資格者であった者本人又はその家族等は、直ちに助成券を市長に返還しなければならない。 (助成券相当額の返還)
- 第15条 市長は、偽りその他不正な手段により助成券の交付を受け、使用した者があるときは、その全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 渥美町の編入の日前に渥美町高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱第 2条に規定する受給資格者として同要綱第4条の規定による交付を受けてい る者は、第4条の規定により交付をうけている者とみなす。
- 3 渥美町の編入の日前に渥美町心身障害者福祉タクシー料金助成事業実施要 綱第2条に規定する受給資格者として同要綱第4条の規定による交付を受け ている者は、第4条の規定により交付をうけている者とみなす。

- 4 編入前の渥美町に居住している者は、平成18年3月31日までの間、渥美町高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱第2条に規定する者又は渥美町心身障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱第2条に規定する者を受給資格者とする。
- 5 編入前の渥美町に居住している者は、平成18年3月31日までの間、渥美町高齢者福祉タクシー料金助成事業実施要綱第4条又は渥美町心身障害者福祉タクシー料金助成事業実施要綱第4条の規定により交付を行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(関連要綱の廃止)

2 田原市福祉車両利用料金助成事業実施要綱(平成18年10月1日施行) は、廃止する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表に規定する助成券の作成に関し必要な行為は、この要綱の施 行の日前においても行うことができる。

附則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表に規定する助成券の作成に関し必要な行為は、この要綱の施 行の日前においても行うことができる。

別表(第3条、第5条、第6条、第7条関係)

項	助成券	助 成 額
		6,000円
1	タクシー料金助成券 (様式第3号)	※1冊当たり3,000円
		の助成券を2冊交付
	電車・バス共通助成券(渥美線・バス・田	6,000円
2	原市ぐるりんバス共通券) (様式第4号)	※1冊当たり3,000円
	原用くるりんハヘ共通券) (様式免4万)	の助成券を2冊交付
	複合券	
	(1) タクシー料金助成券 (様式第3号)	6,000円
3	(2) 電車・バス共通助成券(渥美線・バス・	※左記を各1冊ずつ、合計
	田原市ぐるりんバス共通券)(様式第4	2冊を交付
	号)	
4	元気パス購入助成券 (様式第5号)	6,000円
5	福祉有償運送料金助成券(様式第6号)	1枚当たり
5	田仙行俱建区村並 <u>切</u> 成分(塚八另 0 万)	4,300円以内

備考 福祉有償運送料金助成券の1回の申請に対する交付は、24枚とする。

高齢者等外出支援助成券交付申請書

田原市長 殿

月日

(受給資格者)

任	別								
氏	名		地区名						
生年	月日		年	齢	歳				
電	話								
			※年齢は	t,	年3月31日時点で				
2 3 4 【受:	2 電車・バス共通助成券(渥美線・バス・田原市ぐるりんバス 共通券) 3 複合券 ※①タクシー料金助成券、②電車・バス共通助成券(渥美線・バス・ 田原市ぐるりんバス共通券)を各1冊ずつ、あわせて2冊を交付								
※ .	以下の	欄は、市で記入しますので、	記入しな	いで	ください。				

連番等

場所

様式第2号(第5条関係)

福祉有償運送料金助成券交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者

住 所

氏 名

電 話

()

次のとおり福祉有償運送料金助成券の交付を申請します。

利	住 所	田原市
用者	ふりがな	男
	氏 名	生年月日 年 月 日
		1 要介護度 (要介護1・2・3・4・5)
利	認定状況	2 身体障害(下肢1・2級、体幹1・2級)
用者		3 その他()
0		1 常時寝たきり
状況	身体状況	2 寝たきりに準ずる
()L	力平扒儿	3 車椅子を利用しなければ移動が困難
		4 その他()

※事務処理欄

	□要件該当確認(介護保険証又は障害者手帳)	
 確認項目	□介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介	T
	護療養型医療施設)又は障害者入所施設への入所の有無	
	□タクシー等助成券の返還(受給資格の変更の場合)	

様式第3号(第5条関係) 年度

タクシー料金助成券

5 0 0 円 券

(1回の乗車につき、1,000円未満は1枚、1,000円以上は2枚まで使用できます。)

利用明細

利用者氏名			
利 用 日	年月	法 人 名 渥美交通・豊	豊鉄タクシー
車両番号		乗務員氏名	

有効期限 年 月 日まで 発行者 田原市長 回

様式第4号(第5条関係) ___

年度

電車・バス共通助成券

(渥美線・バス・田原市ぐるりんバス共通券)

100円券

有効期限 年 月 日 発 行 者 田 原 市 長 回

様式第 5 号 (第 5 条関係) 年度									
元気パス購入助成券									
	6,000円		発行日			/			
氏 名									
生年月日		年	1	日					
	有効期限 発 行 者	年 田原市長	. 月 : 回	日	まで				

様式第	6	号	(第	5	条	関	係)
		年	度					

福祉有償運送料金助成券

利用料金

円(上限4,300円)

利用明細 ※乗車地、降車地の欄は、地区名、病院名、施設名等を記入してください。

利用者氏名			
利 用 日	年 月 日	利用距離	k m
乗車地(※)		降車地(※)	
法 人 名		運転手氏名	

有効期限 年 月 日まで 発行者 田原市長 回

年 月 日

高齢者等外出支援助成券交換申請書

田原市長 殿

	住所	田原市	ī				
受給者	氏 名			地区名			
者	生年月日			年齢	歳		
	電話						
返還する助成券	返還する助成券に○印をつけてください。 1 タクシー料金助成券 □1冊・□2冊(当てはまる方に☑) 2 電車・バス共通助成券(渥美線・バス・田原市ぐるりんバス共通券) □1冊・□2冊(当てはまる方に☑) 3 元気パス購入助成券						
交換後の助成券	交付を希望する助成券に○印をつけてください。 1 タクシー料金助成券 □1冊・□2冊(当てはまる方に☑) 2 電車・バス共通助成券(渥美線・バス・田原市ぐるりんバス共通券) □1冊・□2冊(当てはまる方に☑) 3 元気パス購入助成券						
	本人	氏名					
署 名 欄	代理受領者	住所	□同上				
		氏名					

※ 以下の欄は、市で記入しますので、記入しないでください。

場所	連番	連番	
物D 	(交換前)	(交換後)	